

大分県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>1 ポリ塩化ビフェニルについて ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)は、化学的に安定しており、絶縁性(電気を通しにくい)、不燃性(燃えにくい)、熱で分解しにくい等の特性を有する物質であり、熱媒体、変圧器(トランス)やコンデンサー用の絶縁油や感圧複写紙等、幅広い分野で使用されてきた。</p> <p>しかしながら、昭和 43 年(1968 年)に発生したカネミ油症事件をきっかけとして、人の健康に関する有害性の調査が進み、昭和 47 年(1972 年)に新たな PCB の製造が中止された。さらに、昭和 48 年(1973 年)に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づいて、昭和 49 年(1974 年)6 月からは、その製造、輸入等が事実上禁止された。</p> <p>PCB は、分解されにくく蓄積されやすいという性質を持つことから、地球規模の環境汚染をもたらす可能性があるため、平成 13 年(2001 年)5 月に採択された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約により、<u>令和 7 年(2025 年)までの使用の全廃、令和 10 年(2028 年)までの適正な処分</u>などが定められた。</p> <p>国は、平成 13 年(2001 年)6 月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特措法」という。)を制定した上で、平成 14 年(2002 年)8 月にこの条約に加入し、PCB 廃棄物の計画的な処理を行うことになった。</p>	<p>1 ポリ塩化ビフェニルについて ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)は、化学的に安定しており、絶縁性(電気を通しにくい)、不燃性(燃えにくい)、熱で分解しにくい等の特性を有する物質であり、熱媒体、変圧器(トランス)やコンデンサー用の絶縁油や感圧複写紙等、幅広い分野で使用されてきた。</p> <p>しかしながら、昭和 43 年(1968 年)に発生したカネミ油症事件をきっかけとして、人の健康に関する有害性の調査が進み、昭和 47 年(1972 年)に新たな PCB の製造が中止された。さらに、昭和 48 年(1973 年)に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づいて、昭和 49 年(1974 年)6 月からは、その製造、輸入等が事実上禁止された。</p> <p>PCB は、分解されにくく蓄積されやすいという性質を持つことから、地球規模の環境汚染をもたらす可能性があるため、平成 13 年(2001 年)5 月に採択された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約により、<u>平成 37 年(2025 年)までの使用の全廃、平成 40 年(2028 年)までの適正な処分</u>などが定められた。</p> <p>国は、平成 13 年(2001 年)6 月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特措法」という。)を制定した上で、平成 14 年(2002 年)8 月にこの条約に加入し、PCB 廃棄物の計画的な処理を行うことになった。</p>

改 正 案	現 行
<p>2 計画見直しの趣旨</p> <p>PCB 特措法に基づいて、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)を活用して全国で 5 箇所の PCB 廃棄物処理施設が整備され_____、PCB 廃棄物の処理が進められてきた。</p> <p>本県においては、PCB 特措法第 7 条に基づき、平成 18 年(2006 年)3 月に大分県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定した。</p> <p>県と大分市は、これまで本計画に基づき、<u>PCB 廃棄物の保管事業者(以下「保管事業者」という。)</u>に対する説明会や事業場等への立入指導・助言、広報啓発活動を積極的に行うほか、JESCO と連携し、保管事業者等の協力のもと、計画的な PCB 廃棄物の処理を進めてきた。</p> <p>しかしながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式による PCB 廃棄物の処理は、作業者に係る安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成 28 年(2016 年)3 月までの当該処理に係る事業の完了が困難となったため、国は、平成 24 年(2012 年)12 月に PCB 特措法施行令を改正し、PCB 廃棄物の処理期限を<u>令和 9 年(2027 年)3 月 31 日</u>までに延長した。</p> <p>一方、PCB 特措法施行後の平成 14 年(2002 年)に、PCB を使用していないとされる変圧器やコンデンサーから微量の PCB が検出されるものがあることが判明した。これら微量の PCB により汚染された廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)における無害化処理認定制度を活用した処理体制が構築され、平成 22 年(2010 年)から処理が始まっている。</p> <p>平成 26 年(2014 年)6 月に、国はポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を</p>	<p>2 計画見直しの趣旨</p> <p>PCB 特措法に基づいて、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)を活用して全国で 5 箇所の PCB 廃棄物処理施設が整備されることになり、PCB 廃棄物の処理が進められてきた。</p> <p>本県においては、PCB 特措法第 7 条に基づき、平成 18 年(2006 年)3 月に大分県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定した。</p> <p>県と大分市は、これまで本計画に基づき、_____保管事業者_____に対する説明会や事業場等への立入指導・助言、広報啓発活動を積極的に行うほか、JESCO と連携し、保管事業者等の協力のもと、計画的な PCB 廃棄物の処理を進めてきた。</p> <p>しかしながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式による PCB 廃棄物の処理は、作業者に係る安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成 28 年(2016 年)7 月までの当該処理に係る事業の完了が困難となったため、国は、平成 24 年(2012 年)12 月に PCB 特措法施行令を改正し、PCB 廃棄物の処理期限を<u>平成 39 年(2027 年)3 月 31 日</u>までに延長した。</p> <p>一方、PCB 特措法施行後の平成 14 年(2002 年)に、PCB を使用していないとされる変圧器やコンデンサーから微量の PCB が検出されるものがあることが判明した。これら微量の PCB により汚染された廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)における無害化処理認定制度を活用した処理体制が構築され、平成 22 年(2010 年)から処理が始まっている。</p> <p>平成 26 年(2014 年)6 月に、国はポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を</p>

改 正 案	現 行																													
<p>4 計画期間 計画期間は、PCB 特措法で定める処分期間に基づき、<u>令和9年(2027年)3月31日まで</u>とする。 なお、今後、PCB 特措法の改正や PCB 廃棄物の処理体制の状況の変化があれば、必要に応じて変更を行うこととする。</p> <p>5 計画の対象 (1) 対象区域 本計画は、大分県内全域を対象とする。</p> <p>(2) 対象とする廃棄物 本計画は、県内の <u>PCB 特措法第2条第1項</u>に定める PCB 廃棄物を対象とする。なお、PCB 廃棄物の具体的な種類を表 <u>1</u>に示す。</p>	<p>4 計画期間 計画期間は、PCB 特措法で定める処分期間に基づき、<u>平成39年(2027年)3月31日まで</u>とする。 なお、今後、PCB 特措法の改正や PCB 廃棄物の処理体制の状況の変化があれば、必要に応じて変更を行うこととする。</p> <p>5 計画の対象 (1) 対象区域 本計画は、大分県内全域を対象とする。</p> <p>(2) 対象とする廃棄物 本計画は、県内の <u>PCB 特措法第2条第1項</u>に定める PCB 廃棄物を対象とする。なお、PCB 廃棄物の具体的な種類を表 <u>1-4-1</u>に示す。</p>																													
<p>表 1 PCB 廃棄物の種類</p> <table border="1" data-bbox="229 1111 778 1731"> <tr><td>①変圧器(トランス)</td></tr> <tr><td>②コンデンサー(3kg 以上)</td></tr> <tr><td>③コンデンサー(3kg 未満)</td></tr> <tr><td>④柱上変圧器(柱上トランス)</td></tr> <tr><td>⑤安定器</td></tr> <tr><td>⑥ポリ塩化ビフェニルを含む油</td></tr> <tr><td>⑦OF ケーブル</td></tr> <tr><td>⑧その他の機器</td></tr> <tr><td>⑨感圧複写紙</td></tr> <tr><td>⑩ウエス</td></tr> <tr><td>⑪汚泥</td></tr> <tr><td>⑫塗膜</td></tr> <tr><td>⑬その他</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>	①変圧器(トランス)	②コンデンサー(3kg 以上)	③コンデンサー(3kg 未満)	④柱上変圧器(柱上トランス)	⑤安定器	⑥ポリ塩化ビフェニルを含む油	⑦OF ケーブル	⑧その他の機器	⑨感圧複写紙	⑩ウエス	⑪汚泥	⑫塗膜	⑬その他			<p>表 1-4-1 PCB 廃棄物の種類</p> <table border="1" data-bbox="817 1111 1350 1731"> <tr><td>①高圧変圧器</td></tr> <tr><td>②低圧変圧器</td></tr> <tr><td>③柱上変圧器</td></tr> <tr><td>④高圧コンデンサー</td></tr> <tr><td>⑤低圧コンデンサー</td></tr> <tr><td>⑥安定器</td></tr> <tr><td>⑦廃 PCB</td></tr> <tr><td>⑧PCB を含む油</td></tr> <tr><td>⑨感圧複写紙</td></tr> <tr><td>⑩ウエス</td></tr> <tr><td>⑪その他の機器等</td></tr> <tr><td>⑫汚泥</td></tr> <tr><td>⑬その他</td></tr> <tr><td>※ 高圧とは、受電電圧が交流で 600V を超えるものをいう。</td></tr> </table>	①高圧変圧器	②低圧変圧器	③柱上変圧器	④高圧コンデンサー	⑤低圧コンデンサー	⑥安定器	⑦廃 PCB	⑧PCB を含む油	⑨感圧複写紙	⑩ウエス	⑪その他の機器等	⑫汚泥	⑬その他	※ 高圧とは、受電電圧が交流で 600V を超えるものをいう。
①変圧器(トランス)																														
②コンデンサー(3kg 以上)																														
③コンデンサー(3kg 未満)																														
④柱上変圧器(柱上トランス)																														
⑤安定器																														
⑥ポリ塩化ビフェニルを含む油																														
⑦OF ケーブル																														
⑧その他の機器																														
⑨感圧複写紙																														
⑩ウエス																														
⑪汚泥																														
⑫塗膜																														
⑬その他																														
①高圧変圧器																														
②低圧変圧器																														
③柱上変圧器																														
④高圧コンデンサー																														
⑤低圧コンデンサー																														
⑥安定器																														
⑦廃 PCB																														
⑧PCB を含む油																														
⑨感圧複写紙																														
⑩ウエス																														
⑪その他の機器等																														
⑫汚泥																														
⑬その他																														
※ 高圧とは、受電電圧が交流で 600V を超えるものをいう。																														

改 正 案	現 行
<p>6 処分先と処理期限</p> <p>(1) 計画的処理完了期限</p> <p>大分県は JESCO 北九州 PCB 廃棄物処理施設(以下「北九州 PCB 処理事業所」という。)で高濃度 PCB 廃棄物の処理を行うことが義務づけられているエリアに属しており、高濃度 PCB 廃棄物である大型変圧器・コンデンサー等については平成 31 年(2019 年)3 月 31 日までに、安定器及び汚染物等については令和 4 年(2022 年)3 月 31 日までに_____全量処理を完了する必要がある。</p> <p>(2) 高濃度 PCB 廃棄物の処分期間</p> <p>計画的処理完了期限を確実に達成するため、それぞれの計画的処理完了期限の 1 年前の日が処分期間として設定されている。県内の高濃度 PCB 廃棄物については、特例が適用される場合を除き、以下のとおりとする。</p> <p>ア 大型変圧器・コンデンサー等</p> <p>保管事業者は、平成 30 年(2018 年)3 月 31 日までに北九州 PCB 処理事業所で処分を行うものとする。</p> <p>イ 安定器等・汚染物</p> <p>保管事業者及び PCB 使用製品を所有する事業者(以下「所有事業者」という。)は、令和 3 年(2021 年)3 月 31 日までに、北九州 PCB 処理事業所で処分を行うものとする。</p> <p>_____</p> <p>(3) 低濃度 PCB 廃棄物^{注 2)}の処分期間</p> <p>北九州 PCB 処理事業所の処理対象とならない低濃度 PCB 廃棄物の保管事業者は、無害化処理認定施設等</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を利用して、PCB 特措法に基づく PCB 廃棄物の処理</p>	<p>6 処分先と処理期限</p> <p>(1) 計画的処理完了期限</p> <p>大分県は JESCO 北九州 PCB 廃棄物処理施設(以下「北九州 PCB 処理事業所」という。)で高濃度 PCB 廃棄物の処理を行うことが義務づけられているエリアに属しており、高濃度 PCB 廃棄物である高圧変圧器・コンデンサー等については平成 31 年(2019 年)3 月 31 日までに、安定器等・汚染物_____については平成 34 年(2022 年)3 月 31 日までに、<u>県内の高濃度 PCB 廃棄物の全量処理を完了する必要がある。</u></p> <p>(2) 高濃度 PCB 廃棄物の処分期間</p> <p>計画的処理完了期限を確実に達成するため、それぞれの計画的処理完了期限の 1 年前の日が処分期間として設定されている。県内の高濃度 PCB 廃棄物については、特例が適用される場合を除き、以下のとおりとする。</p> <p>ア 高圧変圧器・コンデンサー等</p> <p>_____平成 30 年(2018 年)3 月 31 日までに北九州 PCB 処理事業所で処分を行うものとする。</p> <p>イ 安定器等・汚染物</p> <p><u>使用中であるものを含め、</u></p> <p>_____平成 33 年(2021 年)3 月 31 日までに、JESCO 北九州 PCB 廃棄物処理施設で全量処分を行うことを目指す。</p> <p>(3) 低濃度 PCB 廃棄物^{注 2)}の処分期間</p> <p>北九州 PCB 処理事業所の処理対象とならない低濃度 PCB 廃棄物については、廃棄物処理法第 15 条第 1 項に基づき都道府県が許可する産業廃棄物処理許可施設又は同法第 15 条の 4 第 1 項に基づき環境大臣の認定した無害化処理認定事業者の処理施設(以下「無害化処理認定施設等」という。)を利用して、PCB 特措法に基づく PCB 廃棄物の処理</p>

改 正 案	現 行
<p>期限である令和9年(2027年)3月31日までに処分を行うものとする。</p> <p>注1) <u>高濃度 PCB 廃棄物とは、廃 PCB、PCB を含む廃油のうち PCB 濃度が 5000mg/kg を超えるもの、PCB が塗布され、又は染み込んだ汚泥・紙くず・木くず又は繊維くずのうち PCB 濃度が 100,000mg/kg を超えるもの、PCB が付着し、又は封入された廃プラスチック類のうち PCB 濃度が 100,000mg/kg を超えるもの、PCB が付着し、又は封入された金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又はがれき類のうち当該廃棄物に付着し、又は封入された物の PCB 濃度が 5000mg/kg を超えるものをいう。</u></p> <p>注2) <u>低濃度 PCB 廃棄物とは、高濃度 PCB 廃棄物以外の PCB 廃棄物をいう。具体的には、微量の PCB によって汚染された絶縁油を用いた廃電気機器等（以下「微量 PCB 汚染廃電気機器等」という。）や PCB 濃度が 10,000 mg/kg 以下の塗膜等がある。</u></p>	<p>期限である平成 39 年(2027 年)3 月 31 日までに全量処分を行うことを目指す</p> <p>注1) <u>高濃度 PCB 廃棄物とは、PCB を封入した廃コンデンサー、PCB と絶縁油を混合して封入した廃変圧器、廃 PCB、感圧複写紙等 PCB を意図的に使用した PCB 廃棄物で、PCB 濃度が 5,000 mg/kg を超えるものをいう。</u></p> <p>注2) <u>低濃度 PCB 廃棄物とは、PCB を使用していないとする電気機器等であって、微量の PCB によって汚染された絶縁油を用いた廃電気機器等（以下「微量 PCB 汚染廃電気機器等」という。）及び PCB 濃度が 5,000 mg/kg 以下の PCB 廃棄物（微量 PCB 汚染廃電気機器等を除く）をいう。</u></p>
<p>第 2 章 PCB 廃棄物の現状と処分量の見込み</p>	<p>第 2 章 PCB 廃棄物の現状と処分量の見込み</p>
<p>1 PCB 廃棄物の保管状況及び PCB 使用製品の所有状況</p>	<p>1 PCB 廃棄物の保管量、使用量及び処分量の現状</p>
<p>(1) PCB 廃棄物の保管状況</p> <p>県内の PCB 廃棄物の保管状況は、表 2 及び表 3 に示すとおりである。</p> <p>なお、表に記載されている保管量は PCB 特措法に基づく PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書により把握したものである。</p>	<p>(1) PCB 廃棄物の保管量</p> <p>県内の PCB 廃棄物の保管状況は、表 2-1-1 及び表 2-1-2 に示すとおりである。</p> <p>なお、この保管量は PCB 特措法第 8 条に規定する PCB 廃棄物保管事業者の届出により把握したものである。</p>
<p>表 2 PCB 廃棄物の保管状況(平成 30 年度)</p>	<p>表 2-1-1 PCB 廃棄物の保管状況(平成 27 年度)</p>

改 正 案	現 行
<p>末時点)</p> <p>表 3 PCB 廃棄物の保管状況（市町村別：平成 30 年度末時点）</p> <p>(2) PCB 使用製品の<u>所有状況</u> 県内の PCB 使用製品の<u>所有状況</u>は、表 4 及び表 5 に示すとおりである。 なお、<u>表に記載されている所有量は PCB 特措法に基づく PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書により把握したものである。</u></p> <p>表 4 PCB 使用製品の<u>所有状況</u>(平成 30 年度末時点)</p> <p>表 5 PCB 使用製品の<u>所有状況</u>(市町村別：平成 30 年度末時点)</p> <p>2 PCB 廃棄物の処分量の見込み 県内の PCB 廃棄物の将来における処分量の見込みは、表 6 に示すとおりである。ここで、発生量とは、PCB 使用製品の量(<u>所有量</u>)であり、使用を中止した後には廃棄物となる量である。保管量にこの発生量を加えて、将来における処分量を見込むものである。 なお、処分量の見込みについては、未届出の PCB 廃棄物掘り起こし調査の進捗により変動する可能性がある。</p> <p>表 6 PCB 廃棄物の発生量及び処分量の見込み</p>	<p>末時点)</p> <p>表 2-1-2 PCB 廃棄物の保管状況（市町村別：平成 27 年度末時点）</p> <p>(2) PCB 使用製品の<u>使用量</u> 県内の PCB 使用製品の<u>使用状況</u>は、表 2-1-3 及び表 2-1-4 に示すとおりである。 なお、この _____ <u>使用量は PCB 特措法第 8 条に規定する PCB 廃棄物保管事業者の届出 _____ により把握したものである。</u></p> <p>表 2-1-3 PCB 使用製品の<u>使用状況</u>(平成 27 年度末時点)</p> <p>表 2-1-4 PCB 使用製品の<u>保管状況</u>(市町村別：平成 27 年度末時点)</p> <p>2 PCB 廃棄物の処分量の見込み 県内の PCB 廃棄物の将来における処分量の見込みは、表 2-2-1 に示すとおりである。ここで、発生量とは、PCB 使用製品の量(<u>使用量</u>)であり、使用を中止した後には廃棄物となる量である。保管量にこの発生量を加えて、将来における処分量を見込むものである。 なお、処分量の見込みについては、未届出の PCB 廃棄物掘り起こし調査の進捗により変動する可能性がある。</p> <p>表 2-2-1 PCB 廃棄物の発生量及び処分量の見込み</p>

改正案	現行
<p>第 3 章 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理体制</p> <p>1 JESCO による拠点的広域処理施設の処理体制</p> <p>(1) 広域的な処理体制</p> <p>県内の高濃度 PCB 廃棄物は、北九州 PCB 処理事業所で処理することを基本とし、<u>処分期間</u>、<u>計画的処理完了期限</u>及び<u>事業終了準備期間</u>が定められている。</p> <p>(表 7)</p> <p>このため、本計画では、北九州 PCB 処理事業所が最も重視している収集運搬及び処理施設における安全性の確保に重点を置き、JESCO や北九州市との調整を図るとともに、その基本的な考え方や実施方法及び収集運搬、処理期間中の管理方法、緊急時の対応等について十分に検討を行うものとする。</p> <p>また、計画的処理完了期限までに確実かつ適正に処理を完了するため JESCO と連携を密にしつつ、北九州 PCB 廃棄物処理事業に係る広域調整協議会（以下「広域調整協議会」という。）等において、北九州市及び関係各縣市とも十分に協議、効果的な処理推進策等の情報共有を図り、計画的に処理を推進する。</p> <p>表 7 北九州 PCB 処理事業所の概要</p> <p>(2) 収集運搬の体制</p> <p>PCB 廃棄物の収集運搬において安全性を確保することは、処理施設での安全確保とともに北九州 PCB 処理事業所の根幹に係る重要な点であり、あらゆる</p>	<p>第 3 章 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理体制</p> <p>1 JESCO による拠点的広域処理施設の処理体制</p> <p>(1) 広域的な処理体制</p> <p>県内の高濃度 PCB 廃棄物は、北九州 PCB 処理事業所で処理することを基本とし、<u> </u>計画的処理完了期限と<u> </u>事業終了準備期間が定められている。</p> <p>(表 3-1-1)</p> <p>このため、本計画では、北九州 PCB 処理事業所が最も重視している収集運搬及び処理施設における安全性の確保に重点を置き、JESCO や北九州市との調整を図るとともに、その基本的な考え方や実施方法及び収集運搬、処理期間中の管理方法、緊急時の対応等について十分に検討を行うものとする。</p> <p>また、計画的処理完了期限までに確実かつ適正に処理を完了するため JESCO と連携を密にしつつ、北九州 PCB 廃棄物処理事業に係る広域調整協議会（以下「広域調整協議会」という。）等において、北九州市及び関係各縣市とも十分に協議、効果的な処理推進策等の情報共有を図り、計画的に処理を推進する。</p> <p>表 3-1-1 北九州 PCB 処理事業所の概要</p> <p>(2) 収集運搬の体制</p> <p>PCB 廃棄物の収集運搬において安全性を確保することは、処理施設での安全確保とともに北九州 PCB 処理事業所の根幹に係る重要な点であり、あらゆる</p>

改 正 案	現 行
<p>小企業者等の処理費用が軽減されることになる。</p> <p>図 1 PCB 廃棄物処理基金の概要</p> <p>2 低濃度 PCB 廃棄物の処理体制 PCB 廃棄物の処理を開始して以降、PCB を使用していないとする変圧器等の電気機器の絶縁油に微量の PCB を含むものが数多く存在していることが判明した(微量 PCB 汚染廃電気機器等)。 これら低濃度 PCB 廃棄物については、無害化処理認定施設等において平成 22 年(2010 年)以降処理が開始され、その処理施設数は年々増加し、処理体制の整備が進んでいる。 県及び大分市は、県内の低濃度 PCB 廃棄物が、無害化処理認定施設等において、安全かつ効率的に処理されるよう保管事業者、<u>所有事業者</u>及び収集運搬業者等の関係事業者に対し必要な助言及び指導、情報提供等を行う。</p> <p>第 4 章 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進</p> <p>1 県及び大分市の役割 (1) 保管事業者に対する指導等 _____保管事業者に対しては、 _____PCB 特措法に基づく保管・処分状況の届出の提出を求めこれを公表する。 また、廃棄物処理法に基づく保管基準の遵守等について、縣市ホームページや講習会などあらゆる機会を通じて周知徹底を図る。さらに、計画的な立入検査を実施し、県内に保管されている PCB 廃棄物の状態や保管場所の状況を的確に把握するとともに、適正保管及び確実かつ適正な処理期限内の処理</p>	<p>小企業者等の処理費用が軽減されることになる。</p> <p>図 3-1-2 PCB 廃棄物処理基金の概要</p> <p>2 低濃度 PCB 廃棄物の処理体制 PCB 廃棄物の処理を開始して以降、PCB を使用していないとする変圧器等の電気機器の絶縁油に微量の PCB を含むものが数多く存在していることが判明した(微量 PCB 汚染廃電気機器等)。 これら低濃度 PCB 廃棄物については、無害化処理認定施設等において平成 22 年(2010 年)以降処理が開始され、その処理施設数は年々増加し、処理体制の整備が進んでいる。 県及び大分市は、県内の低濃度 PCB 廃棄物が、無害化処理認定施設等において、安全かつ効率的に処理されるよう保管事業者、<u>使用事業者</u>及び収集運搬業者等の関係事業者に対し必要な助言及び指導、情報提供等を行う。</p> <p>第 4 章 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進</p> <p>1 県及び大分市の役割 (1) 保管事業者に対する指導等 <u>PCB 廃棄物保管事業者</u>に対しては、<u>県内に存在する PCB 廃棄物の実態を把握し、</u>PCB 特措法に基づく保管・処分状況の届出の提出を求めこれを公表する。 また、廃棄物処理法に基づく保管基準の遵守等について、縣市ホームページや講習会などあらゆる機会を通じて周知徹底を図る。さらに、計画的な立入検査を実施し、県内に保管されている PCB 廃棄物の状態や保管場所の状況を的確に把握するとともに、適正保管及び確実かつ適正な処理期限内の処理</p>

改 正 案	現 行
<p>助する大分県照明器具 PCB 使用機器確認支援事業を活用して、実態把握に努める。(大分市を除く)。</p>	
<p>(5) 高濃度 PCB 廃棄物の期限内処理に向けた対応</p> <p>高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者が、処分期間内等に JESCO に委託しない場合は、PCB 特措法第 12 条の規定に基づく改善命令の発出や第 13 条の規定に基づく代執行等により、確実な処理に努める。</p> <p>なお、当該事業者の死去、相続等に起因して、高濃度 PCB 廃棄物を期限内に処分する法的な義務を有する事業者が存在しなくなった場合等_____</p> <p>_____は、関係者間で協力し、適切な処理に努める。</p>	<p>(5) 高濃度 PCB 廃棄物の期限内処理に向けた対応</p> <p>高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者が、処分期間内等に JESCO に委託しない場合は、PCB 特措法第 12 条の規定に基づく改善命令の発出や_____</p> <p>_____代執行等により、確実な処理に努める。</p> <p>なお、当該事業者の死去、相続等に起因して、高濃度 PCB 廃棄物を期限内に処分する法的な義務を有する事業者が存在しなくなった場合等において、<u>生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある場合は</u>、関係者間で協力し、適切な処理に努める。</p>
<p>(6) その他関係者との連携等</p> <p>PCB 廃棄物の広域的な処理を円滑に推進するためには、JESCO や北九州市及び関係各縣市との調整、協力・連携等が不可欠である。広域調整協議会等を活用し、関係各縣市との調整機能を充実させ連絡体制を整備する。</p> <p>また、北九州 PCB 処理事業所の必要性、収集運搬及び処理施設における安全性の確保等について、広く県市民の理解と協力を得ながら進めていくことが重要である。このため、県や大分市のホームページ等を活用するなどして、積極的に情報提供を行う。</p>	<p>(6) その他関係者との連携等</p> <p>PCB 廃棄物の広域的な処理を円滑に推進するためには、JESCO や北九州市及び関係各縣市との調整、協力・連携等が不可欠である。広域調整協議会等を活用し、関係各縣市との調整機能を充実させ連絡体制を整備する。</p> <p>また、北九州 PCB 処理事業所の必要性、収集運搬及び処理施設における安全性の確保等について、広く県市民の理解と協力を得ながら進めていくことが重要である。このため、県や大分市のホームページ等を活用するなどして、積極的に情報提供を行う。</p>
<p>2 保管事業者の役割</p> <p>保管事業者は、PCB 特措法_____に基づき、PCB 廃棄物の保管・処分の状況を毎年度、県又は大分市に届け出なければならない。</p> <p>高濃度 PCB 廃棄物については北九州 PCB 処理事業所で計画的処理完了期限</p>	<p>2 保管事業者の役割</p> <p>保管事業者は、PCB 特措法第 8 条に基づき、PCB 廃棄物の保管・処分の状況を毎年度、県又は大分市に届け出なければならない。</p> <p>高濃度 PCB 廃棄物については北九州 PCB 処理事業所で計画的処理完了期限</p>

改 正 案	現 行
<p>までに、低濃度 PCB 廃棄物については無害化処理認定施設等で令和 9 年(2027 年)3 月 31 日までに自らの責任において確実かつ適正に処分する。</p> <p>保管中の PCB 廃棄物が適正に処理されるまでの間、県又は大分市の指導・助言等に従い、PCB の漏洩等による生活環境の保全上支障が生じないように、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置して、適正な管理・保管を行う。</p>	<p>までに、低濃度 PCB 廃棄物については無害化処理認定施設等で平成 39 年(2027 年)3 月 31 日までに自らの責任において確実かつ適正に処分する。</p> <p>保管中の PCB 廃棄物が適正に処理されるまでの間、県又は大分市の指導・助言等に従い、PCB の漏洩等による生活環境の保全上支障が生じないように、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置して、適正な管理・保管を行う。</p> <p><u>なお、PCB 使用製品を使用している場合は、処理期限までに確実かつ適正に処分できるよう、計画的に使用を中止し処分するよう努める。</u></p>
<p><u>3 所有事業者の役割</u></p> <p><u>高濃度 PCB 使用製品の所有事業者は、PCB 特措法に基づき、PCB 使用製品の廃棄の見込みの状況を毎年度、県又は大分市に届け出なければならない。</u></p> <p><u>また、処理の期限までに確実かつ適正に処分できるよう、計画的に使用を中止し処分する。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p><u>4 収集運搬業者の役割</u></p> <p>収集運搬業者は、収集運搬ガイドライン及び「北九州 PCB 廃棄物処理施設に係る受入基準」等で定める処理基準や運行条件等を遵守することはもちろんのこと、交通安全にも十分配慮した対応が求められる。</p> <p>また、北九州 PCB 処理事業所への計画的かつ効率的な搬入に際しては県、大分市、北九州市及び関係各県市の指導・助言等に従うとともに、JESCO の調整等に協力するものとする。</p>	<p><u>3 収集運搬業者の役割</u></p> <p>収集運搬業者は、収集運搬ガイドライン及び「北九州 PCB 廃棄物処理施設に係る受入基準」等で定める処理基準や運行条件等を遵守することはもちろんのこと、交通安全にも十分配慮した対応が求められる。</p> <p>また、北九州 PCB 処理事業所への計画的かつ効率的な搬入に際しては県、大分市、北九州市及び関係各県市の指導・助言等に従うとともに、JESCO の調整等に協力するものとする。</p>
<p><u>5 市町村の役割</u></p> <p>県内市町村(大分市を除く)は、本計画に基づき、県内の PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、県との連携の強化に努める。</p>	<p><u>4 市町村の役割</u></p> <p>県内市町村(大分市を除く)は、本計画に基づき、県内の PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、県との連携の強化に努める。</p>

